

名古屋市達第18号

庁 中 一 般

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（主管副市長の個別代決権限事項） 第 6 条 副市長の市長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、次に掲げる事項とする。 （1）～（4） （略） （5）保護施設、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）、幼保連携型認定こども園、老人福祉施設及び女性自立支援施設の設置、変更（軽易な変更を除く。）及び廃止の認可又は承認、<u>家庭的保育事業等</u>の開始、変更（軽易な変更を除く。）及び廃止の認可又は承認並びに介護老人保健施設及び介護医療院の開設及び変更の許可に關すること。 （6）～（13） （略） （教育次長の代決権限事項） 第13条 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、教育委員会事務局教育次長（以下「教育次長」という。）は、市長の権限に属する事務のうち次に掲げる事項を補助執行するものとする。 （1）私立学校に關すること。	（主管副市長の個別代決権限事項） 第 6 条 副市長の市長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、次に掲げる事項とする。 （1）～（4） （略） （5）保護施設、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）、幼保連携型認定こども園、老人福祉施設及び女性自立支援施設の設置、変更（軽易な変更を除く。）及び廃止の認可又は承認、<u>家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業</u>の開始、変更（軽易な変更を除く。）及び廃止の認可又は承認並びに介護老人保健施設及び介護医療院の開設及び変更の許可に關すること。 （6）～（13） （略） （教育次長の代決権限事項） 第13条 地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、教育委員会事務局教育次長（以下「教育次長」という。）は、市長の権限に属する事務のうち次に掲げる事項を補助執行するものとする。 （1）私立学校に關すること <u>（幼稚園教育の振興に係る助成及び小学校就学前の</u>

(2)～(10) (略) 2・3 (略) 4 教育次長は、市長の承認を得て、前2項の規定による代決権限事項の一部を、その属する<u>担当局長</u>、部長、課長その他の職員に代決させることができる。	<u>子どもに係る子ども・子育て支援新制度に関することを除く。)</u>。 (2)～(10) (略) 2・3 (略) 4 教育次長は、市長の承認を得て、前2項の規定による代決権限事項の一部を、その属する部長、課長その他の職員に代決させることができる。
--	---

別表第1 人事・服務関係の表第17号中「第23条」を「第22条」に改める。

別表第1 財務関係の表第15号中「スポーツ市民局」の次に「、観光文化交流局」を加える。

別表第2 住宅都市局主管課長の項中第26号を第27号とし、第15号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同項第14号中「宅地造成等規制法第8条及び第12条による許可並びに同法第13条による検査」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項による変更の許可及び完了検査」に改め、同号の次に次の1号を加える。

15	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条及び第16条による許可、同法第17条第1項及び第2項並びに第18条による検査並びに同法第17条第4項及び第5項による確認に関すること。ただし、行為区域が1,000平方メートル未満のものに限る。
----	--

附 則

この達は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年5月19日から施行する。